

(IV-46) 宇都宮の都市計画史と計画の事後評価に関する研究

宇都宮大学工学部 学生会員 中村麻衣子
宇都宮大学工学部 フェロー 古池 弘隆
宇都宮大学工学部 正会員 森本 章倫

1. はじめに

平成4年の都市計画法の改正により、県や市町村でもマスタープランの策定が義務づけられる等地方での都市計画の在り方の重要性が高まってきた。

これまでに都市計画法策定に関する研究がいくつか行われてきた。しかしながら、都市計画が、都市に与えた影響を歴史的に事後評価したものは少ない。

また、都市計画を策定していく上で、様々なギャップや問題点が生じることは避けられない。しかし、それらの成因を探り、それを今後どのように改善していくかを考えていく事は今後の都市計画の中での重要な課題となることが予想される。

そこで本研究では、今後の都市計画の策定の在り方について理論的に考えていく為に、宇都宮市の都市計画を振り返り、計画が都市に及ぼす効果を明らかにする事を目的とする。

なお本研究では、宇都宮の都市計画に関する資料収集、ヒアリング調査を行う。そして、図1に従い現在までを6つの年代に分け、それぞれ計画理念、都市計画、都市の状況の中でのギャップを抽出し、その成因を探る事によりこれまでの都市計画の問題点を明らかにしていく。

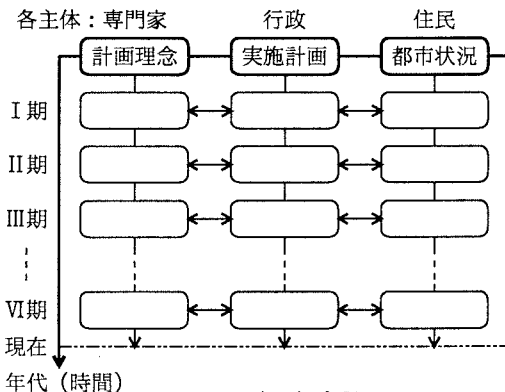


図1：研究の概念図

2. 宇都宮の都市計画の変遷

宇都宮の都市計画の変遷をまとめる際、都市計画、都市の状況に関する特徴に着目し年代を区分した。¹⁾

(1) 近代都市づくりの始まり

宇都宮の都市づくりは、明治17年に県庁が宇都宮に移転されたのを機に始まった。この時期に「逆T字型」の都市の骨格が形成され、近代都市の中心地の骨組みが形成されたといえるだろう。²⁾

(2) I期（戦前、戦中期：昭和2年～昭和20年）

その後、宇都宮市では、昭和2年に都市計画法の適用を受け、翌年には都市計画区域が指定されている。それに続き昭和7年には都市計画道路が、昭和9年には用途地域が決定されている。新しい街路網計画は市の中心部からの放射道路とそれらを連結する環状道路から成るものであった。また、用途地域について住居地域、商業地域、工業地域に区分されたが、ほぼ上町が住宅地、下町が工業地、中心部が商業地としての機能を持たされる事になった。³⁾

また、I期の終わり頃には、戦時的色彩を大きく受け、数多くの軍需工場が建てられた。⁴⁾これにより、従来の商業都市的性格は一変し、工業都市への脱皮の契機となった。³⁾

(3) II期（戦後復興期：昭和20年～昭和29年）

昭和21年に制定された特別都市計画法による戦災都市の指定をその2年後に受け、復興計画事業が始まった。この復興計画は、当初120万坪が予定されていたが予算等の問題で約50万坪に縮小されている。しかしながら最終的には、全事業の約52パーセントの進捗率であった。⁵⁾

(4) III期（経済成長期：昭和29年～昭和43年）

首都圏整備法（昭和31年）により栃木県も計画区内に入る事となった。このことから県内では、約3倍の工業生産額が必要とされ、昭和29年と昭和30年にそれぞれ県と市で工場誘致条例が制定され、昭和35年に宇都宮工業団地が造成された。また、昭和36年には市街地開発区域、すなわち工業衛星都市として指定され、工業化と外周部の整備がさらに進められた。²⁾

(5) IV期（新都市計画法後：昭和43年～昭和57年）

昭和43年に宇都宮市では第2次首都圏整備計画を受

けることとなる。内容としては、昭和45年の首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定が挙げられる。昭和43年の新都市計画法による計画決定は、昭和45年の都市計画区域の決定、線引きの決定、昭和47年の用途地域の決定（8分類）等である。また、この時期初めて都市計画道路の計画も加えられ、この時期が、宇都宮市の都市計画の中で最もポイントとなる時期だと予想される。

（6）Ⅴ期（バブル経済期：昭和57年～平成4年）

昭和61年の第4次首都圏整備計画、昭和62年の第4次全国総合開発計画を受け、栃木県では、昭和61年にとちぎ新時代創造計画、平成3年には、同Ⅱ期計画が決定され、積極的な地域整備施策の展開がみられる。このことで、宇都宮市は北関東地域の拠点としての総合的な地域整備を目指す事となる。

また、良好な住居環境の整備促進を目指し、昭和59年に線引きの変更、昭和60年には用途地域の変更、さらに平成2年に再び線引きの変更と都市計画の見直しが多くみられる。

（7）Ⅵ期（都市計画法改正後：平成4年～）

都市や市民生活の変化に伴い平成4年に都市計画法が改正された。それを受け、平成8年には、宇都宮市でも新用途地域（12分類）が決定される。

またⅤ期に続き宇都宮市では、北関東地域の拠点として宇都宮テクノポリスの整備が行われており、そのため平成6年に線引きの変更が行われている。

3. 宇都宮の都市計画における問題点

宇都宮の都市計画において当時の計画策定に携わった担当者に対してヒアリング調査を行った。その調査結果について要旨のいくつかを以下に述べる。

（1）官主導型の街づくり

Ⅱ期の終わりからⅢ期の終わりにあたる昭和28年頃、わが国では高度成長期を迎え工業国として都市計画の必要性が高まった。しかし、街づくりの理論構成というものが重要視されるようになったのはごく最近の事で、それまでは、都市計画をする場合、主としてまず国の決めた施策に従う形になっていたという事が言える。このように、官主導型で都市計画を行っていた為、住民の反対を招き、計画の遂行が困難になったと言うような問題が起こった。

宇都宮の例で言えば、大通りの幅員が住民の反対により大幅に縮小され、当初の計画通りにいかなかったと

いうことがあった。このような都市計画の主導に関する問題は未だに残ったままだといえる。

（2）線引きに関する問題点

Ⅳ期に入り、昭和43年に都市計画法が改正されると、宇都宮でも昭和44年には、これに関しての説明会等が行われた。この時、市街化区域に入れば10年以内に市街化を行うという事から、地域の要望により国が出した案に対し、最終的に約1.5倍の広い面積となったしまった。

そのことにより、市街化地域であるにも関わらず、整備が行き届かない、農地が残ったままであるというような問題点が現在でも見られる。

（3）用途地域の12分類に関する問題点

Ⅵ期の平成4年の都市計画法の改正で、用途地域は、12分類に細分化された。しかし、この改正は大都市を念頭としたため宇都宮のような規模の都市では、分類が細かすぎるための問題点が生じた。

宇都宮の例で言えば、従来の第二種住専が第一種中高層になったときに生じる問題として事務所や店舗の扱いをどうするかがあった。また住専地区が3つに分かれて準住居が加わった事に関して、その方向性が分からないため現状追従型にならざるを得ないという事も問題となった。

4. まとめ

宇都宮の都市計画の特徴として以下のような事が言える。

- ・Ⅰ期の終わりからⅡ期には、よりよい街づくりというよりも戦時の体制や戦災復興の為の都市計画と言う考え方が重要視されていた。
- ・Ⅲ期以降の都市計画で宇都宮市は、首都圏整備法と地方中核都市的な見方との両方の考え方のもとに成り立っている。

また、全体的に見た問題点としては、行政間での意思の相違、行政と住民のやりとりが不十分であるという事が挙げられる。

本研究では、宇都宮市における都市計画の変遷について引き続き調査し、今後さらに詳しく検討していく事が必要だと思われる。

参考文献

- 1) 石田頼房「日本近代都市計画の百年」自治体研究社、1987
- 2) 佐藤滋「城下町の近代都市づくり」鹿島出版社、1995
- 3) 宇都宮市議会「宇都宮市議会史 記述編1」、1996
- 4) 大町雅美他「栃木県の歴史」山川出版社、1983
- 5) 宇都宮市「宇都宮市計画復興事業概況」、1951